

スペインの移民政策とラテンアメリカ出身移民 — その実態と背景としての法的優遇 —

深 澤 晴 奈

移民送り出し国であったスペインは、2000年代にヨーロッパ有数の移民受け入れ国へと変貌した。この間に急速に流入した移民の多くはラテンアメリカ出身者であった。本稿では、彼らの流入を促した要因について、スペインの好景気という背景に加え、次の点に着目し、その諸相を分析した。まず、スペイン移民政策の特徴とも言える住民登録制度や非正規移民の正規化措置の存在、そしてラテンアメリカ諸国出身者に対する査証免除措置やスペイン国籍付与における法的優遇である。そのうえで、さらなる選別的優遇を享受するEU加盟国出身者と特段の法的優遇を受けないアフリカやアジア諸国の出身者との待遇を比較して、顕在化する三層構造の移民の階層化を指摘しつつ、その狭間にあるラテンアメリカ出身者の実態について分析を試みた。さらに、移民の国籍取得の反作用、すなわち住民登録上はスペイン人となることで不可視化されることに伴う問題が今後表面化する可能性について考察し、その際に2000年代を通じてスペインの社会統合政策の要であったスペイン人と移民の「双方向からの統合」の成果も問われることとなろうと指摘した。

はじめに

20世紀後半まで移民送り出し国であったスペインは、2000年代初頭にヨーロッパ有数の移民受け入れ国へと変貌した。2000年代の10年間に集中的に移民が流入し、1999年に75万人だった移民数は、2010年には570万人と激増した。とくに2000年代前半には、ラテンアメリカ出身移民の飛躍的な増加がみられた。このことから、スペインがこの時期に大規模な移民受け入れ国となった理由のひとつはラテンアメリカ諸国出身者の流入が急増したためだと考えられる。本稿では、このように2000年代のスペインへの移民流入急増の主軸となっていたラテンアメリカ諸国出身者に焦点を当て、なぜ多くのラテンアメリカ出身者がこの時期にスペインへ向かいその後定住することを選択したのかを探るべく、スペイン移民政策における彼らに対する法的処遇と流入の関係性について論じたい。第1節では、まずスペインにおける移民の略史と推移を示し、第2節では、入国

や入国後をめぐるスペインの法制度の特徴を提示する。その上で、ラテンアメリカ出身移民がスペインの移民政策においてどのような位置にあるかについて分析を試みる。第3節では、なぜラテンアメリカ諸国出身者が2000年前後にスペインへの移民を選択したのかについて考察する。まず、この時期の移民の送り出し国の事情を探り、その後、スペイン入国時や入国後の各段階におけるラテンアメリカ出身移民への法的優遇との関係を検討する。同時に、自らのネットワークによって定住を選択するようになるまでの様相を彼らの実態とともにみていく。第4節では、こうした法的優遇を享受しつつも、ラテンアメリカ出身移民がスペイン社会でどのように認識されているのか、社会統合の文脈においてはどのような立場にあるのかについて検討を加える。

スペインにおけるラテンアメリカ出身移民に関しては、2000年代以降に主な研究が始まったばかりであるものの、先行研究によって、すでに、アンデス地域諸国出身者が多いことや、女性が先行して移民する方が移民先で労働機会が得やすいとの理由から女性移民の割合が多いことなどが明らかになっている¹⁾。また、最近の比較研究からは、米国におけるラテンアメリカ女性移民の割合(31.5%)よりもスペインにおけるラテンアメリカ女性移民の割合(54.8%)が大幅に高いこと(2011年のデータによる)、スペインにおけるラテンアメリカ出身移民の教育レベルが、米国におけるラテンアメリカ出身移民よりも若干高いことなどが示されている²⁾。こうした先行研究をふまえて、本稿では、ラテンアメリカ出身移民に対する法的優遇措置に主眼を置きつつ、2000年代を通じた彼らの流入と定住に至る過程をみていきたい。

1 移民送り出し国から移民受け入れ国へ

1.1 移民の歴史

スペインでは2000年代に移民が急増し、全人口に占める移民の割合も1999年の1.8%から10年後の2009年には12.0%へと跳ね上がった(表1)。この時期には年間移民受け入れ数がOECD諸国中、米国に次いで第2位となり、スペインは紛れもない移民受け入れ国となった。しかし、それ以前のスペインは、19世紀末から1980年代にかけてアメリカ大陸や北西ヨーロッパ諸国への移民流出国であったことで知られている。20世紀後半を通じて多くの西欧諸国が移民を受け入れてきたなかで、南欧のスペインはむしろ自国の労働者を送り出す側であり、1980年代半ばまでは移民の送り出し国だったのである。実際、アメリカ大陸には、1882年から1988年の間に500万人以上のスペイン人が移民し

表1 住民登録における外国人数（1999～2015年）

年	人数（人）	全人口に対する割合（%）
1999	748,954	1.8
2000	923,879	1.8
2001	1,370,657	2.2
2002	1,977,946	3.3
2003	2,664,168	4.7
2004	3,034,326	6.2
2005	3,730,610	7.0
2006	4,144,166	8.4
2007	4,519,554	9.2
2008	5,268,762	11.4
2009	5,648,671	12.0
2010	5,747,734	12.2
2011	5,751,487	12.2
2012	5,711,040	12.1
2013	5,546,238	11.7
2014	5,023,487	10.7
2015	4,729,644	10.1

出典：INE (Instituto Nacional de Estadística [スペイン国立統計院]), Padrones Municipales のデータより作成。

た³⁾。その多くがアルゼンチンに向かい、1880年から1930年の間には約200万人のスペイン人がアルゼンチンに移住し、60%ほどが帰国せずにアルゼンチンに残った。1850年のアルゼンチン国勢調査によると、スペイン人はイタリア人、フランス人に次ぐ数だったが、1905年以降になるとスペイン人の数がイタリア人を上回るようになり、1920年代までにスペイン人がアルゼンチンで最も多い移民となった。そのうちガリシア地方出身者が40%を占めた⁴⁾。その頃のスペインは、外交では、1898年の米西戦争で敗北して海外植民地を喪失し、最後に残った植民地モロッコの拡張に失われた帝国の復活の望みをかけてモロッコ戦争を展開するも、結局大敗を喫していた。国内では、立憲君主制への信頼が揺らぐなかで1923年に軍事独裁政権が成立したが、それも反独裁運動や1929年の世界恐慌に対応できないといった失政により崩壊し、1931年に第二共和制が成立した。しかし、共和国政府の急進的な政策から左右両派の衝突が回避不能となり、1936年にフランコ將軍らの反乱によって内戦が勃発した。1936～39年のスペイン内戦中とその後には、敗北した共和国派の指導者や知識人の多くがラテンアメリカ諸国や隣国フランスなどのヨーロッパ諸国に亡命した。ラテンアメリカにおいては、とくにメキシコへ1939年から1950年にかけて約1万8000人が政治亡命し、その家族を含めると約2万5000人にのぼった⁵⁾。第二次世界大戦後には、北西ヨーロッパ諸国の戦後復興期とそれに続く経済

成長期に、ドイツ、フランス、スイス、ベルギーなどへ労働移民が流出した。他方で、フランコ時代後期には、工業化による経済成長にともないスペイン国内での移動が拡大し、南部アンダルシア州や南東部ムルシア州の農村地域からカタルーニャ州の大都市バルセロナへ、内陸ラ・マンチャ地方から首都マドリードへ、北部農村地域からバスク地方の工業都市へといった国内移民が活発化した。

こうした移民送出の歴史を経て、スペインにおいて移民の流入数が流出数を上回ったのは、1975年のフランコ独裁終焉とそれに続く民主化移行期の後、1986年にEC加盟が実現した頃であった。数字の上で移民の流出数が流入数を上回る最後の年は1988年である。1990年代半ば以降には、外資流入などによりスペイン経済が安定的な成長を遂げ、この経済ブームに乗って外国人労働者の労働市場への流入と定着が進んだ。こうして移民の数は順調に増加してはいたものの、1990年代の全人口に対する外国人の割合は1%代のままであった。移民流入が急増したのは、2000年に外国人数が100万人を上回るのを皮切りに、2000年代半ばまでの経済バブル期であった。この時期に毎年平均50万人以上の流入という伸びを記録し、スペインは移民受け入れ国へと変貌を遂げた。さらには、2000年以降、100万人以上の移民がスペイン国籍を取得している（表2）。

1.2 移民の出身国と参入セクター

移民の出身国についてみると、1990年代まではモロッコ出身の移民労働者が最も多く、続いて主に退職後を地中海沿岸地域で過ごすヨーロッパ諸国出身者が外国人の多くを占めていたが、2000年代前半にはラテンアメリカ諸国から、2000年代後半には東欧諸国からの移民労働者が激増したことで、スペインはより多様な移民受け入れ国となった（表3）。現在は、2000年代後半に急速に増加したルーマニア人が最も多く、モロッコ人、イギリス人、エクアドル人、中国人が続いている。現在の出身地域別の割合は、ヨーロッパ40%、ラテンアメリカ24%、アフリカ21%、アジア7%である（表4）。また、2000年代に流入した移民の出身地域を他EU諸国と比較すると、スペインと他諸国の違いは、ラテンアメリカ地域からの流入数であることが明らかである（表5）。これはヨーロッパにおいてはポルトガル以外では見られない傾向であり、これがスペインの移民急増を特徴づけている。したがって、2000年代のスペインへの移民流入数増加の大きな理由のひとつとして、ラテンアメリカ諸国出身者が急増したことが指摘できる⁶⁾。とくに2000年から2005年にかけては、ラテンアメリカ出身移民の飛躍的な増加がみられた。

移民労働者の参入セクターについてみると、移民の流入が増加し始めた1990年代はグ

表2 スペイン国籍取得者数 (2000～2014年)

年	人数 (人)	全外国人数に対する割合 (%)
2000	11,999	1.2
2001	16,743	1.2
2002	21,805	1.1
2003	26,556	0.9
2004	38,335	1.2
2005	42,829	1.1
2006	62,339	1.5
2007	71,810	1.5
2008	84,170	1.5
2009	79,597	1.4
2010	123,721	2.1
2011	114,599	1.9
2012	115,557	2.0
2013	261,295	4.7
2014	93,714	1.8
総数 (2000～2014年)	1,165,069	—

出典：Anuario de estadísticas del Ministerio de Empleo y Seguridad Social, Ministerio de Empleo y Seguridad Social のデータより作成。

表3 外国人の出身国別住民登録者数 (上位10ヶ国・1999～2014年・5年毎)

	1999年		2004年		2009年		2014年	
1	モロッコ	133,002	エクアドル	475,698	ルーマニア	798,892	ルーマニア	797,054
2	イギリス	89,105	モロッコ	420,556	モロッコ	718,055	モロッコ	774,383
3	ドイツ	75,618	コロンビア	248,894	エクアドル	421,426	イギリス	300,286
4	フランス	40,885	ルーマニア	207,960	イギリス	375,703	エクアドル	218,883
5	ポルトガル	39,426	イギリス	174,810	コロンビア	296,674	中国	186,031
6	イタリア	23,789	アルゼンチン	130,851	ボリビア	230,703	コロンビア	181,875
7	ペルー	22,747	ドイツ	117,250	ドイツ	191,002	イタリア	180,999
8	アルゼンチン	21,096	イタリア	77,130	イタリア	175,316	ブルガリア	151,579
9	ドミニカ共和国	20,168	ブルガリア	69,854	ブルガリア	164,717	ボリビア	150,703
10	中国	14,184	ペルー	68,646	中国	147,479	ドイツ	140,511

出典：INE, Padrones Municipales のデータより作成。

表4 外国人の出身地域別住民登録者数 (2014年)

出身地域	人数 (人)	全外国人数に対する割合 (%)
EU	2,056,903	40.9
非EUヨーロッパ	242,262	4.8
アフリカ	1,076,164	21.4
北米	32,708	0.9
中南米・カリブ・メキシコ	1,230,322	24.4
アジア	381,819	7.6
オセアニア	2,701	0.05

出典：INE, Padrones Municipales のデータより作成。

表5 主要各国に流入した移民の出身地域 (2010年)

(%)	全人口に対する移民の割合	ラテンアメリカ・カリブ	EU 15カ国	EU 拡大 12カ国	その他 ヨーロッパ	北アフリカ・中東	アフリカ・サブサハラ	アジア	北米・オセアニア
スペイン	13.8	36.8	19.6	16.7	4.5	12.9	3.7	5.1	0.8
ドイツ	13.2	1.1	15.9	20.2	40.9	5.2	1.1	14.3	1.3
フランス	10.3	3.9	24.9	2.9	8.1	39.4	12.4	7.2	1.2
ギリシャ	10.0	0.4	6.0	12.9	67.3	4.1	0.8	6.5	2.0
アイルランド	20.1	0.8	55.2	22.9	1.8	0.0	5.0	7.5	6.7
イタリア	7.4	7.6	5.9	28.7	25.0	14.7	3.7	14.4	0.0
ポルトガル	8.6	28.7	11.8	10.6	16.9	0.4	25.0	5.9	0.7
イギリス	10.4	2.1	21.2	15.6	2.4	3.9	17.8	29.4	7.6
米国	13.8	53.9	6.5	2.3	3.9	2.8	2.8	25.3	2.5

出典：Cebolla Boado, H. y González Ferrer, A. (2013) p.45 より作成。

ローバル化と脱工業化の只中であり、スペインの経済成長は、観光業、サービス業、農業、建設業といった特定の業種に集中していた。そして、この経済成長モデルがそのままスペインの移民流入モデルを形成することとなった。さらに、労働監査が緩いことなどにより広く根付いていたインフォーマル経済によって二重労働市場が形成されており、そこでも非正規外国人労働力が拡大した。経済成長による労働力の需要増加に加えて、少子高齢化、国内各地域の不均等な人口分布、女性の高学歴化と労働市場への進出拡大など、スペイン労働市場における人口動態の変化も移民の流入を間接的に促すこととなった⁷⁾。

2 スペインの移民政策

2.1 歴代政権の移民政策

スペインでは民主化以降、元々はフランコ体制と関係が深かった者が中心となって結成された右派の国民党 (PP) と、社会民主主義政党で中道左派の社会労働党 (PSOE) の二大政党が歴代政権を担当してきた。1982年から1996年まではゴンサレス PSOE 政権で、1993年まで単独過半数であった。1996年からはアスナールによる PP 政権で、二期目の2000年以降は単独過半数で政権を維持するものの、2004年の総選挙でサパテロ PSOE 政権が誕生した。サパテロ政権は好調な経済に支えられて二期目も続投するが、二期目開始直後から徐々に表面化してきた経済危機が深刻化し、EUからの圧力にも耐えられず、2011年に総選挙を前倒した。これによってラホイ PP 現政権が誕生した。

PSOE と PP の左右対立は通常は激しいが、移民政策については、一見言説において左

右の違いはあるものの両政党ともに目の前にある課題に対して状況対処型で応じてきており、とくに入国管理や国境警備政策については結果的に同様の政策を採ってきた。ここ20年間ほどで移民をめぐる状況がめまぐるしく変化し、時期によって重心をおくべき課題が、移民の入国管理、非正規移民の正規化、移民の社会統合のように転換してきたため、その都度、目下の課題を差し当たって素早く解決するであろう一時しのぎの手段が積み重ねられてきたとも言える。そのなかで、表面上は移民の規制に主眼を置いていとされるPP政権であっても移民排斥政策は採らず非正規移民の正規化をおこない、一般に移民への権利付与を主張しているとされるPSOE政権であっても、国境警備強化をおこなってきた。つまり、こうした状況において外国人関連法やその他法制度も状況依存的に策定され、論の強弱はありつつも左右両党が実質的には協調せざるを得なかったのである。ただ、移民の流入数が鰻上りとなり定住者数が目に見えて急増した2000年代半ば以降に本格化した社会統合政策については、サパテロPSOE政権が重点的政策課題として年間予算を最大で約2億ユーロ計上したのに対し、続くラホイPP政権が0ユーロとして実質廃止とするなど左右両党の政策の違いが見られる⁸⁾。

2.2 法制度の発展

スペインがECに加盟する直前の1985年、ECやシェンゲン協定加盟諸国からの圧力により、厳格な入国管理政策を内容とする外国人に関する基本法（正式名称は「スペインにおける外国人の権利と自由に関する組織法（Ley Orgánica 7/1985, de 1 de julio, sobre derechos y libertades de los extranjeros en España）」）。以下、「外国人法」とする）が初めて制定された。その後の1990年代の政策は、厳格な法律はあれども実際には自国への非正規な入国を許してしまういわば「容認された非正規状態」を特徴としていた⁹⁾。つまり、不法であれ一旦入国してしまえば国内における取り締まりは緩く、インフォーマル経済が拡大した労働市場へのアクセスが容易なため、非正規移民が国内に定着しやすい状況が存在したのである。そしてそれは、非正規移民の正規化措置を繰り返すことで解決されてきた。正規化措置はこれまでに政権の左右を問わず計6回実施され、計約150万人が身分を正規化した¹⁰⁾（表6）。

こうした受け身的な1990年代の政策に対して、2000年代の移民政策は先取り型に変化した¹¹⁾。それは、より効率的な非正規移民対策や国境警備策を制定した他、スペイン労働市場におけるニーズをより正確に予測するようになったためである。例えば、正規移民流入を促進するために出身国で労働者を雇用する制度が設置され、その際にスペイン

表6 正規化申請者数と承認件数及び正規化措置実施前の推定非正規率

回数	年	申請者数	承認件数	非認定率 (%)	推定非正規率 (%)
1	1986	43,815	—	12.8	—
2	1991-92	142,170	114,423	19.5	40.23
3	1996	25,128	21,294	15.2	8.92
4	2000	272,482	264,153	3.0	64.97
5	2001	351,269	239,174	25.7	53.29
6	2005	691,655	576,506	16.6	59.69

出典：Cebolla Boado, H. y González Ferrer, A. (2013) p.92.

国内では労働者の補充が困難な職業リストを県別に作成することなどが新たに取り入れられた。その過程を通じては、様々なレベルの行政組織間の協力、労使団体との調整、移民の出身国との協定締結なども実施されるようになった。外国人法については、スペインの「移民の年」とも言われる2000年に、1985年法が改正された。2000年改正外国人法（正式名称は「スペインにおける外国人の権利と自由及び社会統合に関する組織法」(Ley Orgánica 4/2000, de 11 de enero, sobre derechos y libertades de los extranjeros en España y su integración social)）では、1985年法の規制ばかりに重点がおかれていた部分が緩和され、より現実に見合った内容が盛り込まれた。例えば、それまでは就労ビザが切れた移民労働者は一旦出身国に戻って再度申請しなければならなかったが、実際には、一度帰国してしまうと戻ってくるのに非常なコストがかかることから多く移民労働者が非正規状態でそのままスペインに残ることを選択していた。2000年改正法では、この点をスペインに留まりつつ再申請できると改正した。その他にもスペイン人と外国人の権利の同等性を「最大限のレベルまで求める」点が強調され、非正規移民に対しても、18歳以下の教育、緊急時の医療、基本的な社会福祉サービスの権利を認めることなどが付された。その後、移民の流入が飛躍的に増加するなかで、とくに2004年のPSOE政権成立以降は移民の社会統合を促すための政策形成がマンパワー、予算ともに強化された。また2008年には、労働・社会問題省 (Ministerio de Trabajo y Asuntos Sociales) が労働・移民省 (Ministerio de Trabajo e Inmigración) と名称変更された¹²⁾。

2.3 非正規移民の正規化措置

先に述べたとおり、非正規移民の正規化措置はこれまでに6回おこなわれ、歴代政権の左右を問わず実施されてきた。正規化手続きは、①期間限定の正規化特別措置が施行される際に申請が可能となるものと、②スペイン労働市場またはスペイン社会に一定期間定着していることを示して随時個別に申請するものの2通りの方法がある。最後に正

規化特別措置が実施されたのは2005年で、その際には69万人が申請し、57万人が正規化された。2005年以降は正規化特別措置はおこなわれておらず、現在は、就労の定着（arraigo laboral）もしくは社会への定着（arraigo social）を証明して個別に正規化を目指す方法に実質一本化されている。2005年に特別正規化措置がおこなわれた際、今後は大規模な特別正規化措置をおこなわないと宣言されたが、それは同時に②の常設の措置としての正規化制度が整備されたためである。

正規化申請のためには、スペインに一定期間滞在していたことを証明する書類が必要である。その証明書として最も利用されかつ有効なのは住民登録票である。ここで、スペインでは非正規移民であっても住民登録をおこなうことができる点を強調しておきたい。これは2000年改正外国人法によって、非正規移民にも教育や医療といった行政サービスを受ける権利が認められたことと関係する。こうしたサービスは非正規移民が住民登録することにより可能となったためである。こうして、移民には非正規身分であっても教育・医療・社会サービスを受ける権利が付与され、他方で、各市町村にとっては個々の自治体にどのくらいの移民が居住しているかを把握する大変重要なツールができたのである。これはスペイン移民政策の大きな特徴のひとつである。ちなみに、これまでに非正規移民が住民登録をすることで摘発を受け本国送還された例は見受けられない。さらに、住民登録をしている外国人の数と正規に居住許可証を所持している外国人の数を比較すると、非正規移民が住民登録をすることによる効果が如実に表れる。通常、正規移民数とされているのは居住許可証を所持する外国人数である。したがって、これをもってスペインにおける移民数としてもよいが、これは実態数ではない¹³⁾。表7において住民登録上の外国人数と居住許可証所持外国人数（＝正規移民数）を比較すると、多分に数が違うことが明白である。これより、住民登録における外国人数から居住許可証を所持する外国人の数を引いた数だけの非正規移民が少なくとも存在するとも試算できる。2004年から2012年にかけてこの2つの数字の差が縮まっており、居住許可証を所持する外国人の割合（＝正規移民の割合）が順次増えていることが確認できる。これは、2005年に整備された常設の正規化制度が功を奏しているためであろう。

2.4 入国及び定住の手続きをめぐる選別的制度：出身国による処遇の相違

入国前における就労及び居住の査証をめぐる手続き、入国後にスペイン労働市場に参入しスペインに居を定めた際の処遇、そして定住後の国籍取得にかかわる手続きなどにおいて、要件が移民の出身国に応じて選別化されるという事態が生じている。これには、

表7 住民登録上の外国人数と居住許可証所持外国人数 (2004～2012年)

年	住民登録上の 外国人数 (人)	居住許可証所持 外国人数 (人)	居住許可証所持 外国人の割合 (%)
2004	3,034,326	1,647,011	54
2005	3,730,610	1,977,291	53
2006	4,144,166	2,738,932	66
2007	4,519,554	3,021,808	67
2008	5,268,762	3,979,014	76
2009	5,648,671	4,473,499	79
2010	5,747,734	4,791,232	83
2011	5,751,487	4,926,608	86
2012	5,711,040	5,251,094	92

出典：Cebolla Boado, H. y González Ferrer, A. (2013) p.94 より作成。

ひとつには、スペインがフランコ独裁後の民主化移行期に悲願の EC 加盟を果たす際に同時にヨーロッパ諸国から受けた移民規制に関する圧力に端を発する EU との政治的・制度的な文脈が存在する。もうひとつには、19 世紀から主なスペイン人移民の送り出し先であったラテンアメリカ、内戦の際にスペイン人亡命者を手厚く受け入れたラテンアメリカ、そして旧植民地諸国といった歴史的繋がりや歴史的記憶を共有するとされる地域を考慮しようとする政治的でもあるある意味で情緒的な文脈が存在し、これらもスペインの移民政策を特徴づける要素となっている。

まず、スペインの外国人法の手続きは、EU の文脈を受けて一般向け制度 (régimen general) と EU 加盟国出身者向け制度 (régimen comunitario) に分かれている。つまり、EU の規定に従い、EU 加盟国出身者は原則的にはスペインにおいても移動すなわち入国の自由、居住の自由、労働市場参入の自由などを有しており、社会保障や地方選挙権を得るなど、自国とほぼ変わらない生活を送ることが可能である。ただ、この制度は EU の拡大と深化にともない大きな影響を受ける。例えば、2007 年のルーマニアとブルガリアの EU 加盟の際には、スペインは両国からの労働者の急速な流入を回避するために一時的に受け入れモラトリアムを提示したものの、その効果はあまりなく、2008 年以降には目に見えてルーマニア人移民のスペイン労働市場への流入が進んだ。他方で、EU 加盟諸国出身者以外の一般向け制度では、移民労働者には就労ビザ取得が義務づけられており、ビザが失効すると滞在許可も失効してしまうという、EU 加盟諸国出身者と比較してかなり不安的な身分が強いられている。この点では、言うまでもなく EU 加盟国出身者が EU 外諸国出身者と比べて選別的に優遇されている。

次に、スペインに居を定めることを選択した移民がスペイン国籍取得を希望する場合

の手続きにおける選別的制度に触れたい。スペイン民法第22条によれば、国籍取得を申請できるのは、スペインに「申請の直前まで合法的、継続的に滞在していた者」であるが、その要件を満たす期間については、出身国の違いなどによって10年、5年、2年、1年の差異が存在する。①通常、外国人は10年間合法的且つ継続的にスペインに滞在した後にスペイン国籍取得の申請をおこなうことが可能である。ただし、②難民認定者は5年間、③イベロアメリカ、アンドラ、フィリピン、赤道ギニア、ポルトガル出身者、そしてセファルディは2年間、④スペインで出生した者、スペイン人と結婚している者、スペイン外で出生した者のうち父か母か祖父か祖母がスペイン人である者などは1年間のスペイン滞在をもって国籍付与が認められる。とくに、③イベロアメリカ出身者をはじめとした主に出身国による選別的制度については、時にその理由が不明確であったり情緒的であったりするものの、明らかに特定の地域の出身者を法的に優遇している点が指摘できる。

こうした入国、居住、国籍付与の手続きをめぐる選別的制度からは、スペインの移民政策が、第1のカテゴリーを入国、居住、労働の手続きにおいて法的優遇のあるEU加盟国出身者、第2のカテゴリーを国籍取得や後述の査証免除措置において法的優遇のあるラテンアメリカ諸国等出身者、第3のカテゴリーを特段の法的優遇がないアフリカやアジア諸国出身者等という三層構造を呈している点が見受けられる。その結果、法的処遇における三層構造という移民の階層化が顕在化している。次節では、この三層構造のなかで二番目に位置するともいえるラテンアメリカ出身者について、彼らがなぜスペインに移民することを選択し、その後定住を決意したのかを探るために、移民の諸段階での状況を分析しつつ、2000年代のラテンアメリカ移民の流入急増とスペインの移民政策における法的優遇の関係についてみていきたい。

3 スペインにおけるラテンアメリカ出身移民： なぜスペインへの移民と定住を選択したのか

本節では、2000年代前半にスペインに急速に流入し、現在ではスペインの移民の約1/4を占めているラテンアメリカ出身移民について、彼らが2000年前後になぜ、どのようにスペインに移民することを決定し、移民後にはどのようにスペイン労働市場やスペイン社会に参入していったのかについてその諸相をみていきたい。

2000年代にスペインに移民が急激に流入した理由としては、経済バブルで労働力需要

が増大していた点は疑いの余地がないものの、この経済成長のみでは説明できない。この時期のヨーロッパ諸国の半数以上がスペインよりも高い経済成長率をみせていたためである。それにもかかわらずなぜこの時期に多くのラテンアメリカ出身者がスペインへ移民することを選択したのだろうか。一般的には、スペインの経済ブーム期に言語・文化的近似性のあるラテンアメリカ出身者が職を求めて移民したと捉えられがちであり、もちろんそうした面も大きな理由のひとつではあるものの、実際には、前節の最後に触れたような法的措置をはじめとした多方面においてより現実的で実利的な要因が存在した。以下では、法的処遇を中心に、2000年以降にラテンアメリカ出身移民の流入が急増したと考えられるいくつかの要因について考察する。

3.1 送り出し国側の事情：エクアドルとコロンビアの場合

移民者が移民を決断する際には、まず出身国である送り出し国側の事情が影響する場面が多い。したがって、なぜ2000年代初頭に多くの人々がラテンアメリカ諸国を出国したのかについて検討するためには、1990年代後半のラテンアメリカの状況を考慮すべきであろう。以下では、ラテンアメリカ出身者のうち最もスペインへの流入数が多いエクアドルとコロンビアのケースを取り上げる。まず、1990年代後半のエクアドルでは、深刻な汚職と政治不信が拡大するとともに経済危機が悪化の一途をたどっていた。とくに経済的には1997～98年のアジア金融危機の影響やその後の国内銀行の危機状態のみならず、1999年には米ドル切り替え政策への移行過程でさらなる経済状況の悪化が進んでいた。同時期には輸出の基幹産業である石油の価格も大幅に下落した。1997年のエル・ニーニョ現象による大雨と嵐により国内農業が壊滅的被害を受けるといった自然災害にも見舞われた¹⁴⁾。こうしたなかで主に中流階級の生活状況が著しく不安定化し、多くの人々が将来へのヴィジョンを描くことが困難な状況に陥ったなかで移民を決意したと考えられる¹⁵⁾。

コロンビアの場合、スペインにおけるコロンビア出身移民の動機として圧倒的に多いのは経済的な目的であり、続いて家族再結合、そして少数であるが近年増加傾向にある学業である¹⁶⁾。一般的には、1990年代末の経済低迷の他に、麻薬や武装勢力に関わる暴力や治安悪化が理由で国内避難民および国外移民が流出したと考えられがちであるが、暴力や脅迫による身の危険を案じての移民は4～5%と一般的なイメージを覆す調査結果が出ている¹⁷⁾。また、移民の出身地域の特徴から移民者の動機をおおよそ推測した研究によると、スペインへの移民数が最も多い地域はコロンビア経済の中心地である太平洋

地域とコーヒー地帯である(表8)¹⁸⁾。移民者の出身地域が後進地域もしくは周縁地域ではなく主に政治経済の中心地域であるという傾向は他諸国への移民の事例でも指摘されているが¹⁹⁾、実際、移民者の約80%がスペインへの旅費を自費でまかなっており、第三者からの借金により旅費を捻出した移民は20%にとどまっている。このように、コロンビアからスペインへ移民した者の多くは自力で移民できる経済力を有しており、彼らはスペインにおけるよりよい生活を求めた経済的理由による移民だということが推測できる²⁰⁾。他方で、コーヒー地帯とその隣接地域の出身者がスペインにおけるコロンビア移民の1/4を占めているのは1990年代後半のコーヒー価格下落によりコーヒー産業が傾いた時期に移民を決意した人々ではないかとした分析もある²¹⁾。

こうした出身国内の様々な事情をふまえつつも、2000年代初頭に多くのラテンアメリカ諸国出身者が他ヨーロッパ諸国やアメリカ諸国ではなくスペインへの移民を選択したのはなぜだろうか。たしかに、2001年の米国における同時多発テロによって同国への入国がより厳しくなったことは、ラテンアメリカ諸国出身者が米国ではなくヨーロッパへ向かうひとつのきっかけとなった。そうしたなかでこの時期にエクアドル人やコロンビア人をはじめとしたラテンアメリカ諸国出身者が移民先としてスペインを選択したのは決して偶然ではなかった。それはまず、スペイン入国が比較的容易であったためである。2000年前後の時期には、大部分のラテンアメリカ諸国出身者は90日以内の滞在であれば査証免除でスペインに入国することが可能であった。その上、経済的理由により移民を決意したラテンアメリカ諸国出身者の目前で、同時期のスペインでは目下の好景気と将来にわたる福祉政策を支えるべき新たな労働力を必要としていた。さらに、出身地域と移民先地域との間のネットワークが機能することでそれが呼び寄せ効果となり移民流出に拍車をかけた。次項ではまず、スペイン入国時におけるラテンアメリカ出身者に対する法的優遇についてその歴史的経緯とともにみていきたい。

表8 スペインにおけるコロンビア出身移民の出身地域別割合(2007年)

出身地域	コロンビア出身移民全体に対する割合(%)
太平洋地域	36.2
コーヒー地帯	19.9
アンティオキア	11.3
ボゴタ	9.0
アンデス地域	13.3
カリブ地域	6.1
その他	4.2

出典：Actis, W. (2009) p.150 より作成。

3.2 入国しやすい条件：査証免除協定の存在

2000年前後にエクアドル人やコロンビア人をはじめとしたラテンアメリカ諸国出身者が他ヨーロッパ諸国ではなくスペインに移民することを選択したひとつの大きな理由として、相対的に入国が容易だった点が挙げられる。それは、スペイン入国に際して、90日以内の短期滞在であれば通常の観光ビザのみで比較的容易にスペインを訪れることができたためである。これは主に1960年代以降のスペインとラテンアメリカ諸国との二国間査証免除協定の締結に端を発している。

本稿の冒頭で述べたように、20世紀後半まではむしろスペイン人移民がラテンアメリカ諸国に向かっていったため、当時のフランコ政権は、スペイン人の移民先諸国との間にスペイン人を保護するための二国間協定を締結することを目指していた。こうして、例えばエクアドルとの間では1960年に「社会保障協定」(Convenio sobre Seguridad Social)、1963年に「査証廃止協定」(Acuerdo sobre supresión de visados)、1964年に「二重国籍協定」(Convenio de Doble Nacionalidad)が次々と締結された。これらは当初、それぞれ、エクアドルで就労するスペイン人労働者が将来スペインに帰国した後エクアドルで働いた分の年金を受給できるように、帰国と再入国手続きが煩雑にならないように、移民先で市民権を得ることで生活、政治参加、起業などがスムーズになるように、といった明らかにスペイン人移民を保護するための法令であった。他にもスペイン人移民の主な移民先国との間には1960年代を中心に同様の措置が採られ、例えば二重国籍協定は、チリ(1958年締結)、パラグアイ(以下同1959)、ペルー(1959)、ニカラグア(1961)、ボリビア(1961)、コスタリカ(1964)、ホンジュラス(1966)、ドミニカ共和国(1968)、アルゼンチン(1969)、コロンビア(1979)との間に存在する²²⁾。査証免除協定についても、2000年の時点では、キューバ、ドミニカ共和国、ペルーなどの出身者を除いて、スペインと大部分のラテンアメリカ諸国との間で協定が有効であった。こうして、締結当時から40年あまりを経た2000年代初頭にはスペインはすでに移民受け入れ国となっており、当時とはきわめて状況が変化していたのであるが、過去に互惠協定の文脈で二国間査証免除協定を締結していたため、ラテンアメリカ諸国出身者には90日以内の滞在であれば査証免除が適用されたのである。そのため、彼らは通常の観光ビザの範囲内で容易に入国することができ、これが、多くのラテンアメリカ諸国出身者が他ヨーロッパ諸国ではなく差し当たって入国に問題がないスペインへの移民を選択するインセンティブとなったのは明らかであった。

3.3 入国直後の状況：巨大なインフォーマル経済と移民者間ネットワークの存在

送り出し国の事情と査証免除の実情からは、2000年前後にスペインに入国したラテンアメリカ諸国出身者の多くは、就労目的ではあるがまずは観光ビザで入国したとも考えられる。また、その多くは90日間の滞在許可期間が過ぎたあともそのままスペインに留まり就労を続けたとも推測できる。これは住民登録上の外国人数と居住許可証所持外国人数を比較した際の差異から推測できるが、ここではまず、より実態数に近い住民登録者数から、スペインにおけるラテンアメリカ諸国出身移民の数を出身国別にみてる（表9）。現在、ラテンアメリカ地域からの移民で最も多いのはエクアドル人であり、続いてコロンビア、ボリビア、ペルー、アルゼンチン、ドミニカ共和国の出身者である。とくにエクアドルとコロンビアからの移民は2000年代前半に激増した。スペイン内における地域分布についてみると、ラテンアメリカ出身移民の圧倒的多数が大都市のマドリード州もしくはバルセロナ市を抱えるカタルーニャ州に居住している。例えば移民数がほぼピークにあった2009年におけるエクアドル出身者の場合、マドリード州に全体の31.5%に相当する133,135人が居住していた²³⁾。次にカタルーニャ州に19.6%（82,626人）、続いて地中海に面した観光地であると同時に農業地帯でもあるバレンシア州に12.2%（51,727人）、その南に位置する農業地帯のムルシア州に11.1%（47,006人）が居住しており、全17自治州中これら4州に8割近くが集中していた。コロンビア出身者の場合も、大都市に集中する傾向があり、マドリード州に23.3%（69,342人）、カタルーニャ州に16.5%（49,150人）、バレンシア州に15.2%（45,149人）、地中海の観光地および南部農村地帯のアンダルシア州に7.4%（22,187人）、大西洋島嶼部のカナリア州に7.2%（21,569人）が居住し、全体の7割以上がこの5州に集中していた。

次に、スペインの労働市場におけるラテンアメリカ出身移民労働者の実態についてみ

表9 主なラテンアメリカ諸国出身移民の出身国別住民登録者数とラテンアメリカ出身移民全体に占める割合
(主要6ヶ国・1999～2014年・5年毎)

	1999年(人)	(%)	2004年(人)	(%)	2009年(人)	(%)	2014年(人)	(%)
ペルー	22,747	16.3	68,646	5.5	139,179	7.6	90,312	7.3
アルゼンチン	21,096	15.1	130,851	10.5	142,270	7.8	85,803	6.9
ドミニカ共和国	20,168	14.5	47,973	3.8	88,103	4.8	84,689	6.8
コロンビア	13,399	9.6	248,894	20.1	296,674	16.3	181,875	14.7
エクアドル	7,155	5.1	475,698	38.4	421,426	23.2	218,883	17.7
ボリビア	1,430	1.0	52,345	4.2	230,703	12.7	150,703	12.2
中南米・カリブ ・メキシコ出身 移民合計	134,356		1,237,806		1,815,149		1,230,322	

出典：INE 及び Padrones Municipales のデータより作成。

ると、まず、女性の労働者がラテンアメリカ出身移民労働者の約6割を占める点が注目される。参入セクターについては、2015年第4四半期において、就業年齢にあるラテンアメリカ出身労働者全体の82.1%という圧倒的多数がサービス業に従事している（表10）。その次に、製造業（6.9%）、建設業（6.5%）、農業（4.3%）が続いている。男女別にみると、男性は、サービス業（64.2%）、建設業（14.8%）、製造業（12.6%）、農業（8.2%）の順であり、サービス業の割合が全体より若干減少し、建設業や製造業に従事する割合が女性に比べて高い。女性に関しては、じつに95.2%がサービス業に従事しており、ラテンアメリカ出身の女性労働者は、ほぼ大都市や観光地でサービス業に就業している様子がうかがえる。

ところで、こうしてスペイン労働市場に参入した移民のなかには、手続きどおりに就労ビザを持ってスペインに入国した移民労働者も多数いたが、他方で、就労目的ではあるものの観光ビザで入国し、そのまま滞在を続けようとした移民も大量に存在した。彼らは入国後スペイン労働市場でどのような位置を占めていたのだろうか。実は、2000年代前半、経済成長時代にあったスペインにはインフォーマル経済に多分に職が存在したのである。そのため、就労を目的として入国した者は、入国直後から、そして観光ビザの期間である90日が過ぎた後でも、巨大なインフォーマル経済で就労することが可能であった。一般にスペインのインフォーマル経済はGDPの約20%を占めるとも試算されているが、そのなかで即座に参入可能であった分野は、男性移民労働者は主に建設業と飲食関連サービス業、女性移民労働者は飲食関連・家事・介護サービス業分野であった。2000年代半ば頃になるとラテンアメリカでは経済危機が収束して経済成長期に入った国もあったものの、より高収入を求めたラテンアメリカからスペインへの移民は引き続き増加していた。とくに2000年代前半の住宅バブル・建設ラッシュ時代には建設分野が人手不足に陥り、スペイン人の高卒レベルの労働者が月に2000ユーロ以上、時には4000ユーロを稼ぎ出していたとも言われていた。そうしたなかでは非正規移民であっても職

表10 スペインにおけるラテンアメリカ出身移民の産業別従事人数とその割合（2015年第4四半期）

産業セクター	男女（千人）	割合（%）	男性（千人）	割合（%）	女性（千人）	割合（%）
産業全体	592.4		252.0	42.5	340.4	57.5
農業	25.5	4.3	20.7	8.2	4.8	1.4
製造業	41.4	6.9	31.9	12.6	9.5	2.7
建設業	38.9	6.5	37.4	14.8	1.6	0.4
サービス業	486.5	82.1	162.0	64.2	324.4	95.2

出典：INE, EPA（Encuesta de población activa）のデータより作成。

を得ることができ、インフォーマルで労働したとしても生活していくに十分な収入を得られた。こうして、高い給与を求めて就労目的でありつつも観光ビザで入国したラテンアメリカ出身者が大量にスペイン労働市場に流入した。彼らは、先に移民した人とのネットワークを利用しつつ移民先地域や参入分野を選択したと考えられる。

ここで、コロンビア出身移民を例に、移民の出身地域と移民先地域の分布をみてみたい。これによって、移民が家族や地域のトランスナショナルなネットワークを利用して移民先を決定していることが見いだせるだろう。表8においてコロンビア出身移民の出身地域に触れたが、表11は彼らがそれぞれ移民先のスペインでどの地域に居住することになったかを示すものである。スペインにおけるコロンビア出身移民の地域分布については、すでにマドリード州、カタルーニャ州、バレンシア州、アンダルシア州、カナリア州の5州に全体の70%以上が集中している点を示した。そのなかで、太平洋地域の出身者は5州すべてにおいてコロンビア出身者の多数を占めているが、なかでもバレンシア州に集中していることがわかる。次に多いコーヒー地帯出身者はマドリードおよびカナリア州、アンデス地域出身者はカタルーニャ州、アンティオキア出身者はカタルーニャおよびバレンシア州に集中して移民している点も見いだせる。ボゴタ出身者はアンダルシア州へ、カリブ地域出身者もアンダルシア州およびカタルーニャ州に移民する傾向がみられる。このデータの多様性からは、移民先が出身地域と密接に結びついていることがわかるだけでなく、移民の出身地域とスペインにおける特定の移民先地域を繋ぐ移民ネットワーク存在を見いだすことができる。また、この点からは、スペインにおけるコロンビア出身移民をひとくくりにするのではなく、コロンビアの出身地域別の移民がスペインの特定の地に分布していると捉えることが重要である。

こうした太いネットワークの存在を裏付けるものとして、スペイン国立統計院の調査によると、実際、68%のコロンビア出身がスペインへの移民を決定したのはすでにスベ

表 11 コロンビア出身移民の出身地域とスペインにおける移民先地域別割合 (2007 年)

移民先地域 出身地域	スペイン全体 (%)	マドリード	カタルーニャ	バレンシア	アンダルシア	カナリア
太平洋地域	36.2	33.1	25.7	48.6	39.2	36.1
コーヒー地帯	19.9	27.1	12.3	11.7	18.5	26.7
アンティオキア	11.3	9.4	14.3	13.9	8.3	12.6
ボゴタ	9.0	10.1	11.6	4.8	16.1	6.5
アンデス地域	13.3	11.5	21.4	13.2	5.2	7.1
カリブ地域	6.1	6.5	8.2	5.2	7.2	2.8
その他	4.2	1.7	4.4	2.6	5.4	4.2

出典：Actis, W. (2009) p.150 より作成。

インに居を定めた家族や知人の影響によると回答している²⁴⁾。そのうち76%が家族や親戚の影響によると答えていることから、移民初期におけるトランスナショナルなネットワークの重要性がここでも指摘できる。さらに、出国前の移民の多くは、とりあえずは短期から中期のスペイン滞在を思い描いている点も興味深い²⁵⁾。また、このネットワークを利用した割合は、非正規移民においてもほぼ同様もしくはさらに高い割合だと考えられる。インフォーマル経済に参入するにしても、大多数が出身地域と移民先地域の繋がりを利用して移民先に到着し、建設やサービス業を中心としてその地域に特徴的な産業分野で就業する傾向と重なると考えられる。

こうして、非正規で入国した者も出身地域のネットワークを駆使することなどでインフォーマル経済において当座の職を確保することが可能となり、労働力を必要としていたスペイン経済界側も非正規労働者の存在を利用し、その拡大には目をつぶるという構造ができあがっていた。他方で、スペイン社会においては、こうした非正規移民労働者の存在が地元住民との軋轢や事件などによって徐々に明るみに出るようになった。例えば、2000年8月、スペイン南東部の農業地帯で知られているムルシア州ロルカ市において、町外れにテントを立てて暮らすエクアドル人非正規移民たちに対し、スペイン人住民たちが「街の景観を壊す貧しい移民は出て行け」といったスローガンを掲げて襲撃する事件が起こった。この事件により、地元農家が非正規移民を安価な日雇い農業労働力として利用している事実だけではなく、経済ブームのなかでもはやスペイン人が就業しなくなった分野に非正規移民が大量に雇用されていることが社会に再認識されることとなった。また、2001年1月には、同じくロルカ市で、日雇い労働者らを乗せた野菜栽培業者のワゴン車の交通事故によりエクアドル人非正規移民12人が死亡する事件が起こった。この事故の直後には、適切な対応を拒む業者に対して非正規移民労働者が抗議運動をおこし、非正規移民の存在と悪質な労働実態を広くスペイン社会に知らしめることとなった。その後、これらの非正規移民労働者が地元労働組合などとともに、行政に対して自らの権利保護を訴える働きかけを始めた。その結果、同年中にスペイン政府とエクアドル政府との間で移民に関する二国間雇用協定の協議が開始され、「移民流入の規則及び調整に関する二国間協定」（2001年5月）が締結されることとなった。同協定では、送り出し国における雇用契約や、スペインに滞在している非正規移民が一旦自ら出身国に帰国してビザを申請すれば再度スペインに戻って労働が可能になる点も定められた²⁶⁾。これは、スペイン労組や移民保護団体などの支援を受けつつも非正規労働者自身が参加した働きかけによって結ばれた雇用協定という点で意味を持つものであり、非正

規移民労働者の実態を水面下に置かず正規化していくというスペイン政府の方針を固める一歩ともなった。

3.4 定住に向けて：住民登録制度，正規化制度，国籍取得手続きとその利点

移民当初は短期間のスペイン滞在を予定していた移民がその後も滞在し続けたのは、バブル期の高い給与が魅力的だったのが一つの大きな理由である。非正規移民の場合でも、インフォーマルではあれ職が存在したため、観光ビザでの滞在を許可される90日を越えても滞在を続けたと思われる。しかも、当面の職の確保といった経済面だけではなく、非正規で滞在していたとしても将来身分が正規化される希望があったために滞在を延ばしたとも考えられる。非正規移民が居住地の市町村で住民登録をした上で、身分証非所持者（“sin papel”）として当局に捕まらずに運良く2～3年スペインに滞在すれば、正規化を申請して滞在許可証を手にする可能性があったのである。前述のように、スペインの大部分の市町村では非正規移民も住民登録をすることが可能であり、住民登録によってその市町村での社会サービス、医療、教育を受ける権利が付与されるため、非正規移民の多くが住民登録をおこなってきた。この住民登録は、正規化申請に際して過去にスペインに滞在していたことを証明できる有力な文書である。そのため、多くの非正規移民が正規化措置の申請ができるまで滞在を延ばしたと考えられる。

さらに、ラテンアメリカ出身者であれば、たとえ非正規移民状態であった過去があっても、身分の正規化が認められた後に合法的に2年間スペインに滞在することでスペイン国籍を取得できる可能性がある。しかも二国間協定により二重国籍が認められているだけでなく、スペイン国籍取得がEUパスポート取得を意味することでもあるため、これによってスペイン以外のヨーロッパ諸国へ働きに出ることも可能となる。こうした一連の事情もあり、正規、非正規を問わず、2000年代前半に流入したラテンアメリカ出身者の多くはそのまま定住し、スペイン国籍を取得する者もいた。そして、2008年以降にスペインが経済危機に入った後も、帰国する人々はわずかなままであった。経済危機によって真っ先に失業したのは移民労働者であり、それに対してスペイン政府は「帰国支援策」として帰国旅費などを付与する措置を掲げて失業率軽減に取り組んだものの、この制度を利用して帰国した移民は2003年から2011年の間に計14,000人のみであった。これは、彼らが経済的理由だけではない利点をスペイン定住に見いだしているためだと考えられる。次節では、2000年前後に比較的短期間のスペイン滞在を予定して入国したラテンアメリカ出身移民が、その後スペインで将来のヴィジョンを描きつつ定住を選択

し、家族を呼び寄せてスペイン社会に定着していく状況をふまえつつ、ラテンアメリカ出身移民に対する法的優遇の意味について検討したい。

4 法的優遇の意味と実態

4.1 査証免除の廃止

二国間査証免除協定は、スペインへのラテンアメリカ諸国出身移民の流入数増加の大きな要因のひとつであったが、2000年代に入ると、流入増加を懸念したスペイン政府と流出増加を危惧した出身国政府の利害が一致し、順次廃止された（表12）。2000年代前半に流入が急増したコロンビア（2001年に廃止）、エクアドル（同2003）、ボリビア（同2007）からの移民には査証が義務づけられたのである。ただし、現在でも大部分のラテンアメリカ諸国出身者は、90日以内の滞在であれば査証免除で入国が可能である。また、査証が義務化された国々の移民も、協定廃止直前までに大量に入国を果たしていることから、実際には、非正規であれスペインに移民しようとする者の大部分はこの時期に入国してしまっていた。2008年以降は経済危機によって職を得ることが困難になったことから、新規流入移民は増加していない。ただし一度定住した移民が経済危機下での失業を理由に帰国した例はきわめて少ないため、移民数は高止まりのままである。これは、本論で繰り返し述べてきたように、ラテンアメリカ出身移民が経済的理由のみではない利点をスペイン定住に見いだしているためであろう。さらに、2000年代を通じてスペインの経済状況がめまぐるしく変化したが、経済停滞が続く2015年には、再度、コロンビア

表12 90日以内の滞在の査証免除に関する二国間協定の廃止（ラテンアメリカ諸国）

査証が必要な国 (査証義務化の年)	査証が義務化された後に再度免除となった国 (査証義務化の年) → (再度免除の年)	査証が必要でない国
ボリビア (2007) エクアドル (2003) キューバ (1999) ドミニカ共和国 (1993)	コロンビア (2001) → (2015) ペルー (1992) → (2015)	アルゼンチン ブラジル チリ コスタリカ エルサルバドル グアテマラ ホンジュラス メキシコ ニカラグア パナマ パラグアイ ウルグアイ ベネズエラ

出典：Cebolla Boado, H. y González Ferrer, A. (2013) p.49, La Moncloa, 11 de junio de 2015 より作成。

人とペルー人に対する査証免除が適用されることとなった。2015年のEU-中南米カリブ諸国サミットにおいて、EUとの貿易協定によってコロンビアやペルーの製品が自由にEUを循環するならばコロンビア人やペルー人にも適用すべきとの理由により、シェンゲン協定加盟諸国との間に査証免除協定が締結されたのであった²⁷⁾。

4.2 国籍付与をめぐる選別的制度

冒頭で述べたように、2000年代以降、100万人以上の外国人がスペイン国籍を取得した。2.4で触れたとおり、通常、外国人は10年間合法的かつ継続的にスペインに滞在した後、スペイン国籍取得の申請をおこなうことが可能であるが、ラテンアメリカをはじめとしたいくつかの国々の出身者は、2年間スペインに合法的且つ継続的に滞在するのみで国籍取得の申請が認められている。例えば、2011年にスペイン国籍を取得した外国人は11万4000人であるが、そのうち実に8万2000人が、スペインに2年間滞後にスペイン国籍取得を申請したラテンアメリカ出身者であった(表13)。これは、国籍取得を希望するか否かは別として、明らかにラテンアメリカ諸国出身者が法的に優遇されていると捉えられるのだが、これには何らかの根拠があるのだろうか。一般的には、選別的移民政策の口実としての言語的・文化的近似性が唱えられがちである。実際、2000年代初頭には当時与党のPPの議員が、好景気により移民が増加している、その際に言語的・文化的そして宗教的に近似性のあるラテンアメリカ出身者の流入を優遇することが移民の

表13 スペインに2年間合法的滞後のラテンアメリカ出身者の国籍取得者数及びその出身国(2011年)

出身国	人数(人)
エクアドル	31,073
コロンビア	18,038
ペルー	8,578
ボリビア	5,100
アルゼンチン	4,414
ドミニカ共和国	4,004
キューバ	2,029
ベネズエラ	1,706
ウルグアイ	1,692
チリ	1,341
ブラジル	1,136
その他	3,443
計	82,554

出典：Álvarez Rodríguez, A. (2013) p.139より作成。

社会統合によい影響を与えるといった意見を述べている。これは、当時移民のなかで最多数を占めていた隣国のモロッコ人を念頭になされた発言だったため、こうした情緒的で排斥的な議論にはもちろん異論が出たものの、言語的有利性については支持する声が多いのも事実であった。

また、過去に多くのスペイン人がラテンアメリカに移民していた時代、そしてスペイン内戦時や内戦後にラテンアメリカ諸国がスペイン人亡命者らを温かく迎えたという出移民や亡命の記憶からラテンアメリカ出身者への法的優遇を指摘する議論も存在する。同時に、ラテンアメリカ出身者に優先してスペイン国籍を付与するのはスペイン帝国時代の遺産であり、一般的には旧スペイン帝国の植民地であったという歴史的なつながりとしか説明がつかないとして、これはスペインが未だに帝国だという意識の表れであり公正さを欠くものだとの指摘もある。他方で、これはEU外交においてラテンアメリカ諸国との特別な関係性を強調し、プレゼンスを保ちたいスペイン政府の政治的な意図が含まれるともみられている。

4.3 社会統合の文脈で

ラテンアメリカ出身移民は、アフリカやアジアなどからの移民と比較すると入国や定住後の国籍付与において法的優遇があるとはいえ、社会統合の文脈においては同様の歩みを見せてきた。その中心となってきたのは移民の自助団体である。主に国別に、コロンビア人団体 AESCO（1991年創設、加入者数約1万人）、エクアドル人団体 Rumiñahui（1997年創設、同1万5000人）、ボリビア人団体 ACOBE（2004年創設、同2万人）などが活発に活動している。移民先のスペインにおいて出身地域を同じくする者同士が、移民初期から定住にかけての法的・行政手続きの支援、雇用相談、子女の教育相談、交流を深めるためのイベントやスポーツ大会、帰国時の支援など幅広いテーマで互助的な活動をおこなっている。他方で、市町村や国の行政による社会統合政策の文脈においても、アフリカやアジアなどの移民団体とともに移民の側からのステークホルダーとして政策提案のプロセスに参加し、移民政策に関する要求を主張してきた。国レベルでは、行政、市民社会、移民の3者の対話の場として創設された「移民の社会統合のためのフォーラム」（1994年創設）において、移民団体が外国人法の立案段階での意見聴取会に参加してきた。例えば2009年から2011年にかけての会合では、レイシズムやゼノフォビア、家庭内暴力による被害を受けている非正規移民に対する行政処分の軽減が訴えられていたが、それは、2011年の外国人法改正時に、家庭内暴力の被害者である場合には非正規移

民であっても司法措置のうえで強制送還措置を免除され得るとの条文改正につながった。また、2007年に国レベルでの初めての包括的な社会統合戦略として打ち出された「市民と統合に関する戦略的プラン」(PECI)の策定過程では、当時のPSOE政権とともに、移民の側からの社会統合と同時にスペイン人側から移民に対する理解を能動的に深めよとした「双方向からの統合」の理念を要求し続け、それはPECIを代表する理念となった。

2000年代には、サパテロPSOE政権時代の潤沢な社会統合関連予算も手伝って、フォーラムを足場とした移民の自助団体同士やスペイン市民社会の団体との緩やかな結びつきが構築されるようになった。例えば国政選挙前のキャンペーンや政治家の発言などに移民を問題視する言説がある度に、出身国を様々とする移民団体がスペイン人による移民保護団体やカトリック教会団体、労働組合などとともにデモを組織し、移民をスケープゴートとしないよう声明文を出すなどの連携がみられる。ただ、2010年代に入ると、経済危機が長引くなかでPP政権が社会統合予算を廃止したこともあり、移民政策関連予算の獲得をめぐる団体間の競争が激化し、なかには活動資金の不足により解散を余儀なくされる団体も現れている²⁸⁾。また、出身国を同じくする移民団体間の関係についても、出身地域の違いなどからほとんど交流がないなど、ネットワークの連携の脆弱性も指摘され始めている。

社会統合政策には、スペインの地方分権体制に由来する多様性も見られる。スペインの移民政策は、中央政府の管轄である国境警備・出入国管理政策と、地方政府の管轄である社会サービスや社会統合政策とに大きく分けられる。したがって、移民の社会統合政策は、全国に17ある自治州と移民が住民登録をおこなう市町村で実施されており、これらの地方自治体が各々に独自のプログラムを作成している。ラテンアメリカ出身移民は、主にマドリードやバルセロナのような大都市、もしくはムルシア州、バレンシア州、アンダルシア州に集中しているが、そのなかで、とくに地域主義の傾向が強いカタルーニャ州における状況が興味深い。カタルーニャ州政府は、多様性を尊重するとともにカタルーニャ語と地域文化を介した独自の「ネイション」構築を追求している。これが移民の社会統合に適応される際、カタルーニャ地域主義者にとっては、カタルーニャ語を習得しなくともスペイン語を使用して暮らしていくことができるラテンアメリカ出身者は「カタルーニャ人」として包摂しにくいとみなされてしまう。その結果、むしろモロッコやパキスタン出身者のような移民先の言語としてスペイン語ではなくカタルーニャ語を習得する移民を歓迎するといった議論も出てきている。こうした議論は、地域主義の

強い自治州においては、ラテンアメリカ出身移民に対して社会統合政策予算を「不平等に」充てない結果となっているとも捉えられる。カタルーニャ州の移民関連予算をみると、とくに移民流入が多かった2005年には、移民関連予算全体の半分以上がカタルーニャ語教育を中心とした受け入れ政策に充てられている（1億465万4000ユーロ中5855万5000ユーロ）²⁹⁾。カタルーニャ州やバルセロナ市が通常無料で開催する講習会は、言語だけではなく移民先であるカタルーニャ州やスペインにおける行政の仕組みや社会保障・税制度などの暮らしに必要な情報、基本的な法律や司法といった基礎知識を提供するものであり、そのなかで移民が社会保障や補助金手続きに関する情報を得ることも多い。もちろんラテンアメリカ出身者側も、すでにスペイン語が通じるので生活や労働の場において言語的不自由を感じないため、移民自身が積極的に講習会に参加しないという面も大きい。ただ、こうした言語的「特権」やこれまでみてきた法的優遇の陰で、ラテンアメリカ出身移民が移民としての初期ケアや情報提供を行政側から受ける機会をみすごしてしまっているとも言える。

おわりに

スペインは、2000年代に紛れもない移民受け入れ国へと変貌した。その間に急速に流入した移民の多くはラテンアメリカ出身者であった。本稿では、彼らの流入を促したのは、スペインの好景気という背景に加え、スペイン移民政策の特徴とも言える住民登録制度や非正規移民の正規化措置、ラテンアメリカ諸国出身者に対する査証免除措置やスペイン国籍付与などの法的優遇が大きく関わっているとして、その諸相を分析した。正規移民として入国した人々とともに、多くのラテンアメリカ出身移民がまずは査証免除協定による観光ビザでスペインに入国し、その多くはそのまま非正規移民となって巨大なインフォーマル経済へ流入して定住し、数年のうちに正規化措置を申請して合法滞在の身分を得てきた。そして2年間の合法滞在後には、正規移民として入国した者と同様にスペイン国籍を申請する権利を有することになった。大半のラテンアメリカ諸国とスペインの間では二国間で二重国籍協定が締結されているため、彼らは躊躇する理由なくスペイン国籍取得を選択することができる。スペイン国籍を取得すれば、三層構造の移民の階層化のうち、ラテンアメリカ出身者よりもさらに選別的優遇を受けているEU加盟国出身者と同等の身分が得られるのである。また、EUパスポートを取得することで他ヨーロッパ諸国への移民も可能となる。こうした優遇措置については、過去に多くのス

ペイン人移民や亡命者を受け入れたラテンアメリカ諸国との歴史的関係、帝国意識の反映、言語・文化・宗教的近似性があるとした政治的言説による移民の選別に利用、といった様々な意図や解釈が存在する。

他方で、彼らが国籍取得により住民登録上は「スペイン人」として不可視化されるという点も指摘できる。スペイン国籍取得者の多くは、手続きの煩雑さを回避するために、元の出身国ではなくスペイン人として住民登録をおこなっている。しかし、現在の住民登録システムではスペイン国籍取得者の元の出身国を示すデータが出てこないため、彼らはスペイン人として登録されている。このため、元の国籍のデータがないだけではなく、二重国籍を有する人々が誰か、いつスペイン国籍を取得したのかが技術上わからなくなっている。そのなかで、国籍がスペインである者でも、容姿、習慣、訛りなどによる差別や不信の対象となることもあり、かえって問題が不可視化してしまう場合もあり得る。したがって、当面は、こうした不可視化の問題が反作用として表面化する可能性について注視すべきであろう。現 PP 政権の方針も、社会統合関連予算を廃止したことにみられるように、移民の社会統合重視という政策ではなく、仮に移民が貧困問題を抱えている場合にはスペイン人の貧困問題と同じ部署へ、移民が教育分野において問題を抱えている場合にはスペイン人と同じ教育センターへ送り込むような政策を取ろうとするものと考えられる。こうしたなかで問題が目に見えなくなるケースも懸念される。例えばそれが、まだ学齢期にある多くの移民二世が青年期に達する近い将来にどう露呈するのか、近隣ヨーロッパ諸国の「移民系」のような状況となるのかという点が注目される。その際には同時に、2000年代を通じてスペインの社会統合政策の要であった、スペイン人からも移民への関心や理解を促すという「双方向からの統合」の成果も問われることとなるだろう。

注

- 1) Oso, L. (1998), Parella, S. (2003), Pedone, C. (2006).
- 2) Aysa-Lastra, M. y Cachón, L. (2012).
- 3) Rueda, G. (2006) p.65.
- 4) Gil Araujo, S. (2010) p.94.
- 5) Lida, C. E. (2006) p.128.
- 6) Cebolla Boado, H. y González Ferrer, A. (2013) p.45.
- 7) López Sala, A. (2013) p.40.
- 8) 深澤 (2015) p.53.

- 9) López Sala, A. (2013) p.41.
- 10) Cebolla Boado, H. y González Ferrer, A. (2013) p.92.
- 11) López Sala, A. (2013) p.41.
- 12) 2011年のPP政権成立後は、雇用・社会保障省 (Empleo y Seguridad Social) と名称変更された。
- 13) Cebolla Boado, H. y González Ferrer, A. (2013) p.94.
- 14) Cebolla Boado, H. y González Ferrer, A. (2013) p.51.
- 15) Stroschio, R. (2010) p.140.
- 16) Aparicio Gómez, R. (2010) p.255.
- 17) 同上。
- 18) Actis, W. (2009) pp.149-151.
- 19) Guarnizo, L. E. (2008) p.47.
- 20) Actis, W. (2009) pp.149.
- 21) Aparicio Gómez, R. (2010) p.258.
- 22) Ministerio de Empleo y Seguridad Social, “Convenio de Doble Nacionalidad”.
- 23) INE, Padrón Muicipal.
- 24) Instituto Nacional de Estadística (2009). 調査結果をより詳細に分析したものとしては Actis, W. (2009) pp.151-152.
- 25) Stroschio, R. (2010) p.140.
- 26) “Acuerdo entre el Reino de España y la República del Ecuador relativo a la regulación y ordenación de los flujos migratorios” (2001).
- 27) *El país*, 11 de junio de 2015.
- 28) Cebolla Boado, H. y López Sala, A. (2015) p.174.
- 29) Generalitat de Catalunya (2013) *Informe sobre la integració de les persoas immigrades a Catalunya*.

参考文献

- Actis, W. (2009) “La migración colombiana en España: ¿salvados o atrapados?”, *Revista de Indias*, vol. LXIX, núm. 245, pp.145-170.
- Álvarez Rodríguez, A. (2013) “El acceso a la nacionalidad: la perspectiva jurídica,” Aja, E., Arango, J. y Oliver Alonso, J. (dir.), *Inmigración y crisis: entre la continuidad y el cambio* (Anuario de la inmigración en España 2012), Barcelona, Fundació CIDOB, pp.130-158.
- Aparicio Gómez, R. (2010) “Estado de la investigación sobre las migraciones colombianas a España”, Ayuso, A. y Pinyol, G. (eds.) *Inmigración latinoamericana en España: el estado de la investigación*, Barcelona, Fundació CIDOB, pp.247-277.
- Aysa-Lastra, M. y Cachón, L. (2012) “Latino immigrant employment during the great

- recession: a comparison between the United States and Spain”, *Norteamérica*, vol. 7, nº 2, p.7-45.
- Ayuso, A. y Pinyol, G. (eds.) (2010) *Inmigración latinoamericana en España: el estado de la investigación*, Barcelona, Fundació CIDOB.
- Cachón, L. (2009) *La «España inmigrante»: marco discriminatorio, mercado de trabajo y políticas de integración*, Barcelona, Anthropos.
- Cebolla Boado, H. y González Ferrer, A. (coords.) (2013) *Inmigración: ¿Integración sin modelo?*, Madrid, Alianza Editorial.
- Cebolla Boado, H. y López Sala, A. (2015) “Transnational Latin American Immigrant Associations in Spain During the Economic Recession: A Top-Down Model of Integration and Transnationalism at Stake?,” Aysa Lastra, M. and Cachón, L. (eds.) (2015) *Immigrant Vulnerability and Resilience: Comparative Perspectives on Latin American Immigrants During the Great Recession*, Cham, Switzerland, Springer, pp.163-180.
- Cruz, J. E. (2006) “La inmigración latinoamericana en España,” Aguilar Idáñez, M. J. (ed.), *De la España que emigra a la España que acoge*, Madrid, Fundación Francisco Largo Caballero, p.490-512.
- Guarnizo, L. E., (2008) *Londres latina. La presencia colombiana en la capital británica*, México, Porrúa, Universidad Autónoma de Zacatecas.
- Instituto Nacional de Estadística (2009), *Encuesta Nacional de Inmigrantes 2007: una monografía*, Madrid, INE.
- Lida, C. E. (2006) “Españoles inmigrantes y exiliados: el caso de México”, en Aguilar Idáñez, María José (ed.), *De la España que emigra a la España que acoge*, Madrid, Fundación Francisco Largo Caballero, pp.121-131.
- López Sala, A. (2013) “Managing Uncertainty: Immigration Policies in Spain during Economic Recession (2008-2011),” *Migraciones Internacionales*, Vol. 7, Núm. 2, pp. 39-69.
- López Sala, A. (2015) “L’immigration latino-américaine en Espagne pendant les dernières décennies: du boom économique à la crise”, *Les Langues Néo-Latines*, nº.374, pp.15-29.
- Oso, L. (1998) *La migración hacia España de mujeres jefas de hogar*, Madrid, Instituto de la Mujer. Ministerio de Trabajo y Asuntos Sociales.
- Parella, S. (2003) *Mujer, inmigrante y trabajadora, la triple discriminación*, Barcelona, Anthropos.
- Pedone, C. (2006) *Estrategias migratorias y poder. Tú siempre jalas a los tuyos*, Quito, Ediciones Abya-Yala.
- Rueda, G. (2006) “La emigración hacia América en la edad contemporánea,” Aguilar Idáñez, M. J. (ed.), *De la España que emigra a la España que acoge*, Madrid, Fundación Francisco Largo Caballero, p.60-79.

- Solanes, Á. (2010) “Un balance tras 25 años de leyes de extranjería en España: 1985-2010,” *Revista del Ministerio de Trabajo e Inmigración*, Núm. 90, Madrid, Ministerio de Trabajo e Inmigración, pp.77-101.
- Stroschio, R. (2010) “El caso de la migración ecuatoriana en España”, Ayuso, A. y Pinyol, G. (eds.) *Inmigración latinoamericana en España: el estado de la investigación*, Barcelona, Fundació CIDOB, pp.139-146.
- 深澤晴奈 (2015) 「新しい移民流入国としてのスペイン—社会統合政策の形成と市民社会の反応」『東京大学アメリカ太平洋研究』第15号, 東京大学大学院総合文化研究科アメリカ太平洋地域研究センター, pp. 47-57, 所収。
- Generalitat de Catalunya (2013) *Informe sobre la integració de les persones immigrades a Catalunya*.
- Ministerio de Asuntos Exteriores, “Acuerdo entre el Reino de España y la República del Ecuador relativo a la regulación y ordenación de los flujos migratorios”, BOE, núm. 164, 10 de julio de 2001.
- Ministerio de Asuntos Exteriores y de Cooperación, “Lista de países sometidos a la obligación de visado”, 9 de diciembre de 2015, <http://www.exteriores.gob.es/portal/es/serviciosalciudadano/informacionparaextranjeros/documents/listapaisesvisado.pdf> (最終閲覧日 2016年2月18日)。
- Ministerio de Empleo y Seguridad Social, “Convenio de Doble Nacionalidad”, http://extranjeros.empleo.gob.es/es/normativa/internacional/doble_nacionalidad/index.html (最終閲覧日 2016年1月6日)。
- Ministerio de Gracia y Justicia, *Código Civil*, Real Decreto de 24 de julio de 1889 por el que se publica el Código Civil, BOE núm. 206, 25 de julio de 1889, última modificación 25 de junio de 2015.
- La Moncloa, “Rajoy muestra su satisfacción por la rúbrica de los acuerdos entre la UE y Colombia y Perú para la exención de visados”, 11 de junio de 2015.